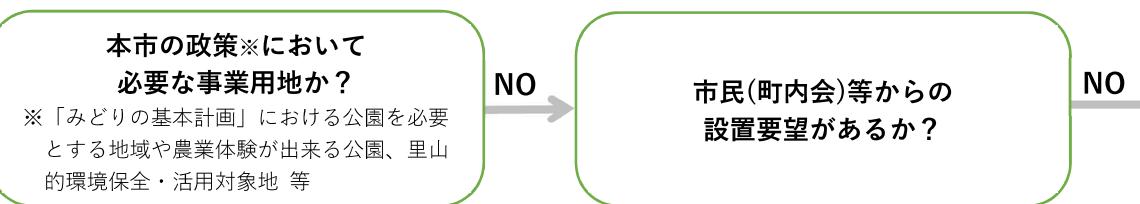


《現行計画書 P.178 資料(3)②:現行計画書から変更なし(参考記載)》

令和4年（2022年）に指定から30年を迎える生産緑地は、147地区・19.4ha（令和3年（2021年）1月時点）あります。指定期間の終了などに伴い、土地所有者は市に買い取りを申し出ることができます。市街化区域内の緑地の保全の観点から、買い取りを行う際は「公園緑地」としての活用が有効であると考えるため、公園化に関する基準（フロー図）を以下のとおり作成し、運用しています。

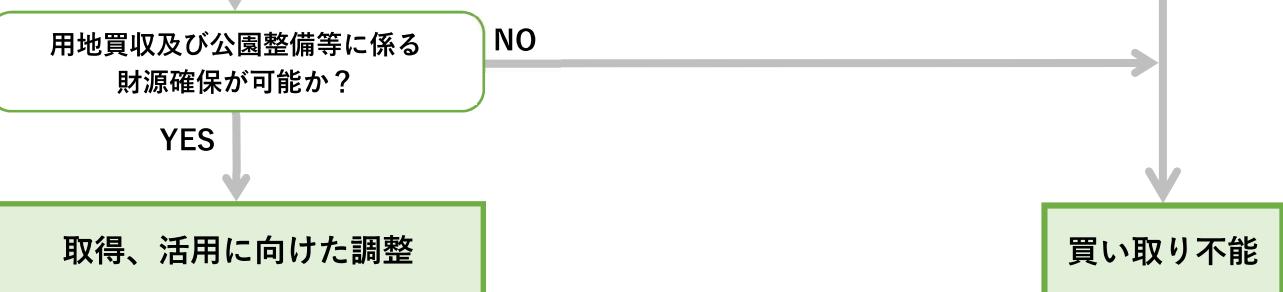
STEP 1



STEP 2



STEP 3



※中間見直し（本書）P. 45 第Ⅲ章 施策 No. 3 の関連資料

5 みどりに関する市民意識

更新

《現行計画書 P.184～187 資料4：みどりに関するアンケートの新規追加及び更新(全面新規または更新)》

これまで実施された各種アンケートにより、市民がみどりや自然環境などについて、以下のような意識を持っていることがわかります。

(1) 「横須賀市の魅力」について

本市の魅力についての調査結果では、3つまでの複数選択にて「海や緑などの自然環境に恵まれている」が81.0%と最も多く、次いで「魚介類・農産物などが新鮮で、豊かな食生活ができる」が47.1%、また、5位には「観光資源や歴史的資産に恵まれている」、7位には「道路、公園などの都市基盤が整備され、生活するのに便利である」など、上位に「自然環境の恵み」や「みどり」に関する回答を得ています。

横須賀市の魅力の項目（上位8つ）	平成29年1月 順位	平成29年1月 回答割合（%）	平成25年1月 順位	平成25年1月 回答割合（%）	前回比
海や緑などの自然環境に恵まれている	1	81.0	1	83.4	▲2.4
魚介類・農産物などが新鮮で、豊かな食生活ができる	2	47.1	2	45.2	1.9
大都市に近く、通勤・通学に便利である	3	42.6	3	43.7	▲1.1
国際色豊かである	4	30.3	4	22.9	7.4
観光資源や歴史的資産に恵まれている	5	16.5	5	18.2	▲1.7
犯罪が少なく、防災面も充実していて安心して暮らせる	6	13.7	9	9.0	4.7
道路、公園などの都市基盤が整備され、生活するのに便利である	7	11.4	6	16.8	▲5.4
地域での人間関係がとてもよい	8	11.1	7	12.8	▲1.7

※四捨五入しているため、回答割合の合計は100%にならない

出典：横須賀市総合計画進行管理報告書（平成29年（2017年）9月）より

(2) 「横須賀市への定住意識」について

本市への定住意識の調査結果では、「今住んでいるところに住み続けたい」の55.7%、「横須賀市内のどこかに住み続けたい」の13.6%、「一度は市外に出たいが、いずれは戻ってきたい」の2.3%を合わせ71.6%に上り、定住意識の高さがうかがえます。

調査年度	①今住んでいるところに住み続けたい	②横須賀市内のどこかに住み続けたい	③一度は市外に出たいが、いずれは戻ってきたい	④市外に転居したい	⑤どちらとも言えない	①+②+③
令和2年	55.7	13.6	2.3	9.5	18.9	71.6
平成30年	61.4	19.5	-	19.1	-	80.9
平成29年	62.3	21.3	-	16.4	-	83.6
平成28年	64.8	17.5	-	17.7	-	82.3
平成27年	63.5	18.5	-	18.0	-	82.0

※平成30年までのアンケートは③・⑤の選択肢がないため、空欄とする。

出典：横須賀市民アンケート報告書（令和2年（2020年）6月）・（平成30年（2018年）9月）
基本計画重点プログラム市民アンケート報告書（平成29年（2017年）9月）より

(3) 「横須賀市に住み続けたい理由」について

横須賀市への定住意識において、「今住んでいるところに住み続けたい」、「横須賀市内のどこかに住み続けたい」、「一度は市外に出たい（出る）が、いずれは戻ってきたい」と回答された方を対象に、その理由を2つまで選択していただいた結果では、住みなれているを除き、生活環境に関連する項目が多く選択されており、重要度の高さがうかがえます。

市内に住み続けたい理由（上位8つ）	回答割合（%）
住みなれている	54.0%
交通の便がよい	24.9%
自然環境が豊か	22.2%
買い物など日常生活に便利	18.8%
親・親族が近くに住んでいる	18.6%
ご近所や友人など人間関係がよい	10.2%
災害への心配が少ない	7.8%
高齢になても安心して生活ができる	4.5%

※回答は2つまでの複数選択のため、回答割合の合計は100%にならない
※着色は上位3項目
出典：横須賀市民アンケート報告書（令和2年（2020年）6月）より

(4) 「都市のイメージ」について

横須賀市の「現在の都市のイメージ」と「望ましい都市のイメージ」について、「自然環境に恵まれたまち」の回答が現在の都市のイメージとして 51.7%、望ましい都市のイメージとして 24.0% と、「自然環境に恵まれている」というイメージが強いことがうかがえます。

現在の都市イメージの項目（上位 8 つ）	平成 29 年 1 月		平成 25 年 1 月		前回比 29-25
	順位	割合(%)	順位	割合(%)	
米軍基地・自衛隊がある「基地のまち」	1	92.8	1	88.6	4.2
豊かな自然が残されている「自然環境に恵まれたまち」	2	51.7	2	49.4	2.3
首都圏への通勤者が多い「住宅中心のまち」	3	35.7	3	38.9	▲3.2
農業・漁業が盛んな「農・漁業のまち」	4	24.2	4	22.9	1.3
外国人との交流が盛んな「国際交流のまち」	5	21.2	5	17.4	3.8
市外から多くの人が訪れる「観光・レジャーのまち」	6	11.2	6	11.7	▲0.5
ごみのリサイクルや地球温暖化対策など「環境にやさしいまち」	7	8.5	9	8.5	0.0
自動車産業などが盛んな「工業のまち」	8	6.7	10	7.5	▲0.8

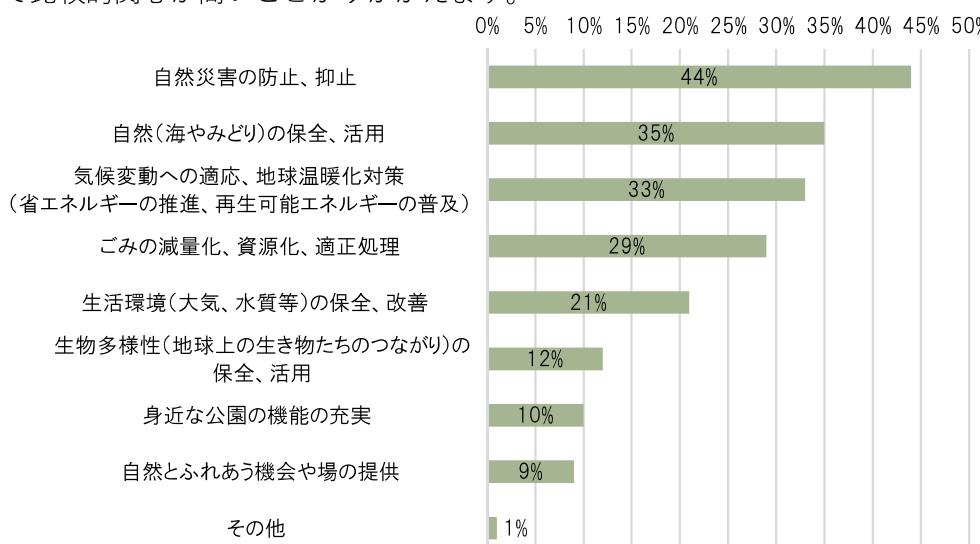
望ましい都市イメージの項目（上位 8 つ）	平成 29 年 1 月		平成 25 年 1 月		前回比 29-25
	順位	割合(%)	順位	割合(%)	
高齢者・障害者をはじめとした「誰しもが安心して暮らせるまち」	1	44.1	1	40.9	3.2
防犯・防災体制が整った「安全・安心なまち」	2	34.7	2	38.5	▲3.8
商業施設が充実した「にぎわいのあるまち」	3	27.9	4	26.3	1.6
保育所など子育て環境が充実した「子育てのまち」	4	26.4	6	22.1	4.3
豊かな自然環境が残されている「自然環境に恵まれたまち」	5	24.0	5	25.0	▲1.0
健康づくりのための施設や医療機関が充実した「健康増進・医療福祉のまち」	6	23.6	3	29.5	▲5.9
道路、公園など都市基盤の整った「生活に便利で快適なまち」	7	21.9	7	20.3	1.6
外国人との交流が盛んな「国際交流のまち」	8	15.4	13	10.6	4.8

※四捨五入しているため、回答割合の合計は 100% にならない

出典：横須賀市総合計画進行管理報告書（平成 29 年（2017 年）9 月）より

(5) 「関心のある環境や環境に配慮した取り組み」について

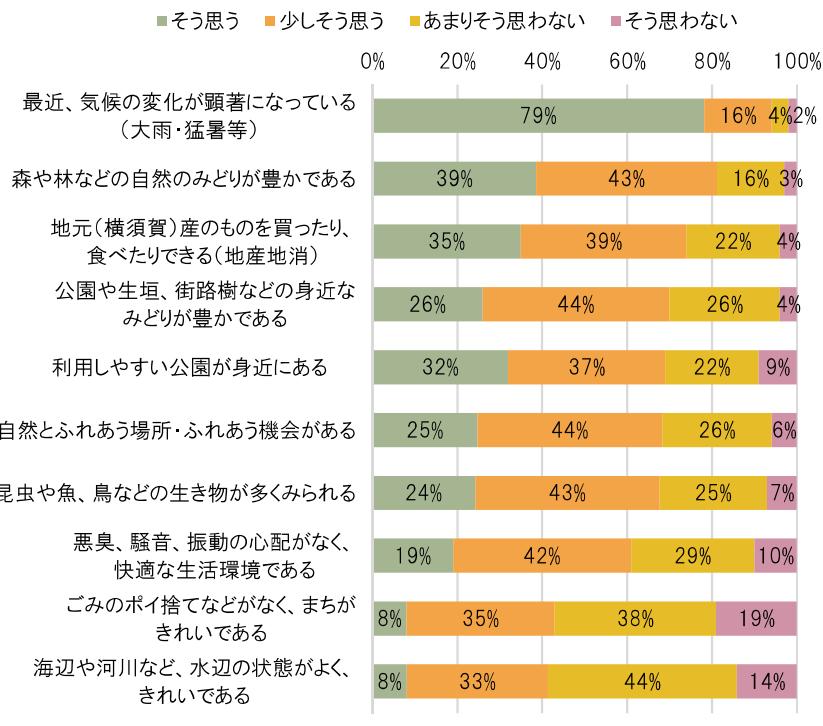
環境や環境に配慮した取組に「関心がある」、「やや関心がある」と回答された方を対象に、どんなことに関心があるかを 2 つまで選択していただいた結果では、「自然災害の防止、抑止」が 44%、「自然（海やみどり）の保全、活用」が 35% となっており、自然災害やそれを防ぐための整備について比較的関心が高いことがうかがえます。



出典：横須賀市の環境についてのアンケート調査（令和 2 年（2020 年）12 月）より

(6) 「身近な環境」について

身近な環境に感じていることについて、「最近、気候の変化が顕著になっている」の回答が95%と、気候変動が課題になっていることがうかがえます。また、みどりの豊かさ、地産地消、自然とふれあう場や公園についての満足度も高いことがうかがえます。

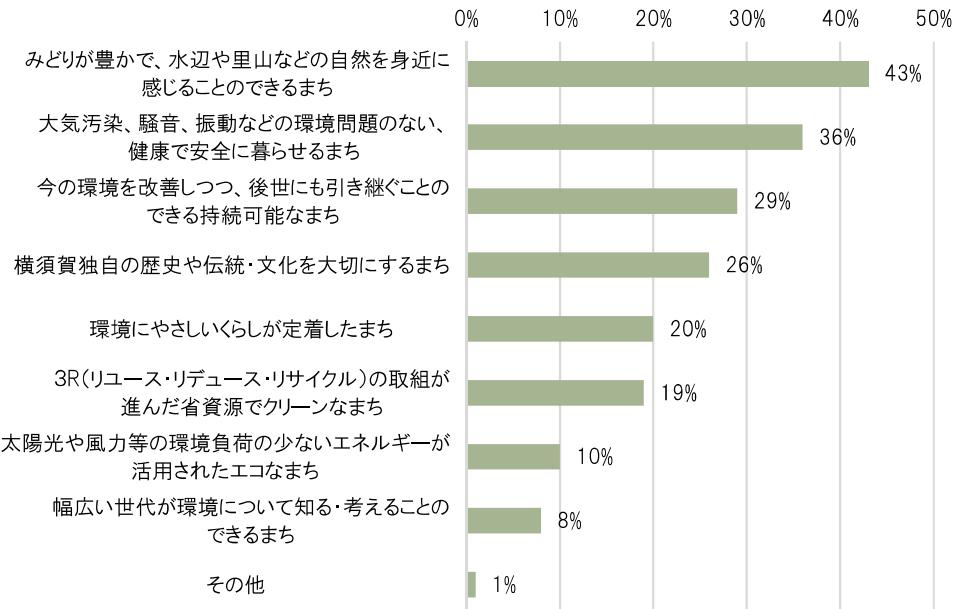


※四捨五入しているため、回答割合の合計は100%にならない

出典：横須賀市の環境についてのアンケート調査（令和2年（2020年）12月）より

(7) 「横須賀市の将来の環境」について

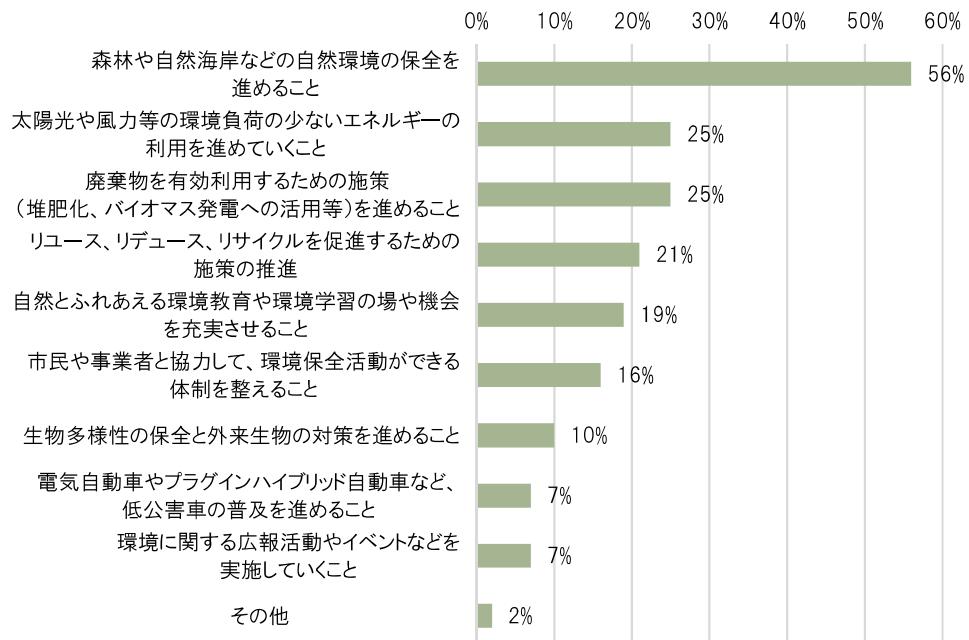
「みどりが豊かで、水辺や里山などの自然を身近に感じることのできるまち」が最も多く、43%の市民が望ましい将来の環境として捉えていることがうかがえます。



出典：横須賀市の環境についてのアンケート調査（令和2年（2020年）12月）より

(8) 「市が重点的に取り組むべきこと」について

「森林や自然海岸などの自然環境の保全を進めること」の回答が56%と自然環境の保全が求められていることがうかがえます。



出典：横須賀市の環境についてのアンケート調査（令和2年（2020年）12月）より

(9) 「10年後の横須賀市のまち」について

「綺麗な街（海）」、「ゴミがない」、「自然が豊か」といった身近な環境に関する回答が最も多く、自然環境の保全や、綺麗なまちが求められていることがうかがえます。

また、同様の質問を小中学生アンケートでも行いましたが、似たような傾向が見られました。

市内在住者	市外在住者
綺麗な街、住みやすいまち	治安が良く綺麗なまち
自然豊かなまち	もっと都会になればいい
平和なまち	自然豊かなまち
子供の多い活気のあるまち	誰もが住みやすいまち
都会になって欲しい	平和なまち

出典：横須賀市第5回総合計画審議会 【資料2】高校生アンケートについて（令和3年（2021年）6月）より

(10) 「10年後も残したいもの（こと）」について

「自然」、「海」といった自然環境に関する回答が最も多く、横須賀市の魅力が自然であることがうかがえます。その他には、「歴史」、「文化」、「友達」、「家族」、「地域」など人々の暮らしやつながりに関する回答もありました。

市内在住者	市外在住者
海や山などの自然	きれいな海や自然
公園	コースカ
学校	公園
歴史のあるもの	学校
コースカ	友達

出典：横須賀市第5回総合計画審議会 【資料2】高校生アンケートについて（令和3年（2021年）6月）より

(11) 「10年後の横須賀市のまちが実現した場合、どう過ごしているか」について

「友達、子どもと遊ぶ」、「家族と過ごす」や「自然の中、公園で遊ぶ」、「平和な日常を過ごす」といった回答が多く、横須賀市での過ごし方として、“身近な人たちと身近な環境の中で日常を楽しく過ごす”ことが求められているとうかがえます。

その他には、「SNSで横須賀のことを発信する」、「イベント、お祭りに参加、企画している」、「テレワークで仕事をする」などの回答もありました。

市内在住者	市外在住者
子どもと公園や自然のあるところで遊ぶ	友達や家族と遊んだり、買い物をしたりする
友達とみんなで遊んでる	自然の中で遊んでいる
家族みんなでゆったりと過ごす	子供たちと公園とかで遊んでいる
地域内でのイベントによく参加する	綺麗な海で泳いでいる
平和な日常を過ごしている	たくさんの人と交流して充実した生活ができる

出典：横須賀市第5回総合計画審議会 【資料2】高校生アンケートについて（令和3年（2021年）6月）より

《現行計画書 P.188~193 資料4:横須賀市みどりの基本計画中間見直しの経過を更新》

(1) 横須賀市みどりの基本計画中間見直しの経緯

年 月	検討会議など
令和元年（2019年） 10月	・第65回横須賀市環境審議会にて、横須賀市環境審議会へ諮問及びみどり政策推進部会へ付託
令和2年（2020年） 1月	・第18回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議（対面）
令和2年（2020年） 2月	・第66回横須賀市環境審議会にて審議状況の報告（対面）
令和2年（2020年） 5月	・第19回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議（書面）
令和2年（2020年） 6月	・第67回横須賀市環境審議会にて審議状況の報告（書面）
令和2年（2020年） 8月	・第20回環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会にて検討
令和2年（2020年） 10月	・第20回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議（対面） ・第68回横須賀市環境審議会にて報告（対面）
令和2年（2020年） 12月	・第21回環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会にて検討
令和3年（2021年） 1月	・第21回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議（書面）
令和3年（2021年） 3月	・第69回横須賀市環境審議会にて報告（併用）
令和3年（2021年） 5月	・第22回環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会にて検討
令和3年（2021年） 6月	・第22回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議（併用）
令和3年（2021年） 7月	・第71回横須賀市環境審議会にて報告（併用）
令和3年（2021年） 8月	・第23回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議（併用）
令和3年（2021年） 9月	・第72回横須賀市環境審議会にて、審議結果の報告及び答申（併用）
令和3年（2021年） 11月	・パブリック・コメント手続の実施【提出意見：○人から○件】 (横須賀市みどりの基本計画中間見直し(案)について) 11/10~12/1 ・「横須賀市みどりの基本計画中間見直し(案)」に関する説明会の開催 11/13 の1回開催【参加者：延○人】

(2) 横須賀市環境審議会みどり政策推進部会

① 部会委員及び専門委員名簿

区分	氏名	選出区分等	所属等
部会長	高梨 雅明 (タカナシ マサアキ)	学識経験者 (緑行政)	一般社団法人 日本公園緑地協会副会長
部会長職務代理者	飯島 健太郎 (イイジマ ケンタロウ)	学識経験者 (公園行政)	東京都市大学教授
委 員	岸 由二 (キシ ユウジ)	学識経験者 (自然・生態系)	慶應義塾大学名誉教授
	梅津 直樹 (ウメツ ナオキ)	事業者 (農業)	J A よこすか葉山 経済部長
	天白 牧夫 (テンパク マキオ)	学識経験者 (環境教育・環境学習)	N P O 法人 三浦半島生物多様性保全理事長
	林 公義 (ハヤシ マサヨシ)	学識経験者 (自然・自然環境教育)	元横須賀市自然・人文博物館館長
	松行 美穂子 (マツユキ ミホコ)	学識経験者 (都市計画)	横浜国立大学教授
	片田 敦子 (カタダ アツコ) 令和3年3月31日まで	学識経験者 (学校教育)	横須賀市立小学校校長会
	長谷川 隆 (ハセガワ タカシ) 令和3年4月1日から		
	三澤 幸子 (ミサワ サチコ)	市民	公募委員
専門委員	肥後 梨恵子 (ヒゴ リエコ)	学識経験者 (健康・スポーツ)	東京工科大学特任講師
	増淵 敏之 (マスブチ トシユキ)	学識経験者 (観光地理学)	法政大学大学院教授

② 部会開催経過

年度	回	年月	形式	議事内容
R 1	第 18 回	令和元年 1月	対面	・中間見直しの前提事項について ・現地視察
R 2	第 19 回	令和2年 5月	書面	・中間見直しの方向性について
	第 20 回	令和2年 10月	対面	・新たに注力すべき課題、都市公園の整備及び管理に関する基本的な考え方及び中間見直しの位置づけ等について
	第 21 回	令和2年 1月	書面	・横須賀市みどりの基本計中間見直し(素案)の構成及び基本事項等について
R 3	第 22 回	令和3年 6月	併用	・横須賀市みどりの基本計中間見直し(案)について
	第 23 回	令和3年 8月	併用	・横須賀市みどりの基本計中間見直し(最終案)について

③ 諒問

横環企第53号
令和元年(2019年)10月29日

横須賀市環境審議会
委員長 奥 真美様

横須賀市長 上地克明印

「横須賀市みどりの基本計画」の見直しについて（諒問）

横須賀市では、みどりの基本条例第9条第1項の規定に基づき、平成28年3月に「横須賀市みどりの基本計画」を策定し、みどり行政を推進しています。

今般、現行計画の中間年度である令和3年度に向け、計画の見直しを行うことといたしました。

見直しでは、社会情勢の変化や関連法令の改正に対応した「緑地の保全及び緑化の推進に関する取り組み」、本市を取り巻く現状と課題を踏まえた「将来に向けた都市公園のあり方」等を示すことで、より良い「みどり」を次世代に引き継ぐ、実効性のある計画とする必要があります。

つきましては、同条例第9条第4項の規定に基づき、「横須賀市みどりの基本計画」の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

写真

(予定)

写真

(予定)

田中副市長（市長代理）から奥委員長への諒問

奥委員長から上地市長へ答申

④ 答申

令和3年9月30日

横須賀市長 上地克明様

横須賀市環境審議会
委員長 奥真美印

「横須賀市みどりの基本計画」の見直しについて（答申）

みどりの基本条例第9条第1項の規定に基づき、令和元年10月29日付、横環企第53号において横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）に諮問された標記の件については、同日付でみどり政策推進部会に付託し、これまでに6回の部会会議と、その都度の審議会での報告による審議を重ねてまいりました。

審議にあたっては、社会情勢の変化により生じた様々な課題等を踏まえた検討を進め、下記の考え方を踏まえ、別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

記

1 中間見直しの前提

今回の中間見直しでは、基本理念や計画期間等の基本的事項については現行計画の枠組を堅持したうえで、社会情勢の変化による諸課題への対応の方向性の提示、推進施策の取組状況の評価による推進施策体系の再編成等を行うこと。また、中間見直し内容は、現行計画書への追記・更新事項として整理し、「中間見直し書」として取りまとめを行い、現行計画書（中間見直し内容部分以外）と中間見直し書をもって「横須賀市みどりの基本計画（中間見直し計画）」計画書とすること。

2 現状の課題に対応した新たな推進施策

現行計画策定後に顕在化した新たな課題に対応するため、計画期間後半において「特に注力すべき事項」として「気候変動等に適応する樹林地の保全」「生物多様性の確保に向けた取組」「生産緑地の保全に向けた取組」「新たな制度等の取組」の4つの方向を掲げたうえで、これらの方向に沿って新たな視点による4つの新規施策を位置付け、それらの積極的な推進を図ること。

3 今後の都市公園の整備と管理のあり方

都市緑地法、都市公園法等の平成29年改正を踏まえ、「みどりの将来像の実現に向けた目標」の見直しや公園の将来像図の掲載、施策の拡充等により都市公園に関する推進施策の再編を図ること。また、令和3年度に策定予定の「都市公園の整備・管理の方針」と一体となって、市民にとってより魅力的な都市公園の創造や地域の社会・環境課題の解消に貢献する都市公園の管理運営を推進すること。

4 計画の実効性

現行計画に掲げる推進施策については、計画の実効性を高める視点に立ち、計画期間前半における取組状況を精査し、その評価結果を踏まえ、計画期間の後半に注力すべき施策や重点的に取組むべき施策を整理のうえ再編成し、より効率的かつ効果的な推進を図ること。また、中間見直し計画については、市民・事業者・市民団体等に広く周知・普及を図ること。

(3) 環境総合政策会議

① 環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会

ア 部会委員名簿

所属・職名		
環境政策部自然環境共生課長		環境政策部環境企画課長
経営企画部都市戦略課長	財務部財務課長	市民部市民生活課長
環境政策部公園管理課長	環境政策部公園建設課長	経済部農業振興課長
都市部都市計画課長	都市部まちなみ景観課長	都市部開発指導課長
都市部建築指導課長	土木部道路維持課長	土木部河川・傾斜地課長
みなと振興部港湾企画課長	教育委員会事務局教育総務部 博物館運営課長	

イ その他関係者名簿

所属・職名	
環境政策部みどりの愛護のつどい担当課長	環境政策部公園活用推進担当課長

ウ 部会開催経過

年度	回	年月日	議事内容
R 2	第 20 回	令和 2 年 8 月 19 日	・現行計画に位置付けた推進施策の評価、新たに注力すべき課題等について
	第 21 回	令和 2 年 12 月 25 日	・新たな視点で行う施策、中間見直し結果のとりまとめ等について
R 3	第 22 回	令和 3 年 5 月 11 日	・横須賀市みどりの基本計中間見直し（案）について

《現行計画書 P.198～203 用語集：現行計画書の用語集に記載のない用語の新規追加（全面新規）》

この用語集は、現行計画の用語集に記載がなく、中間見直し（本書）で新たに記載した用語のみを記載しています。

あ行

IPCC（略式：Intergovernmental Panel on Climate Change）

和名は「政府間パネル」である。人為起源による気象変化、影響、適応及び緩和方策を科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を目指し、1988年（昭和63年）に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。

SNS（略式：social networking service）

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。

SDGs（略式：Sustainable Development Goals）

和名は「持続可能な開発目標」である。平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年（2030年）までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

か行

外来生物法

特定外来生物からの被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定志向に資するために制定された法律。

かがみ田谷戸

市内でも貴重な自然環境が多く残る野比地区の谷戸田。

かながわ生物多様性計画

県内各地の特性に応じた生物多様性の保全を進めるとともに、県民の皆様に生物多様性について理解を深めていただき、保全のための行動を起こしていただかための取組を定めた計画。

緩傾斜地

斜面の勾配が0°～15°未満の傾斜地。

関東ふれあいの道

関東地方の一都六県ぐるりと一周する長距離自然歩道で、東京都八王子の梅の木平を起終点として総延長が1,799km。

気候変動

長い年月をかけて、人為的または自然環境等の変化など、様々な要因によって引き起こされた地上気温の上昇などの気候の変動。

気候変動適応法

温室効果ガスの長期大幅削減への取組や、現在生じ、将来予測される被害の防止・軽減等を図るなど、気候変動への適応を位置付けた法律。

記念植樹

特別な行事において、記念して樹木を植栽すること。国では、記念樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培育することを目的に、全国植樹祭を毎年開催している。

グランドデザイン

壮大な図案・設計・着想など、長期にわたって遂行される大規模な計画。

クリハラリス

アジア全域（中国～マレー半島）にかけて広く分布するリス。日本では特定外来生物に指定されている。

グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方や取組。

顕彰制度

隠れた善行や功績などを世間に広く知らせ、また、その善行や功績を表彰する制度。

公園マネジメント

適切な施設の維持管理とともに、積極的なマネジメント（管理・運営等）を通じて、まちづくりにおける都市公園の活用を推進すること。

公共施設における自然植生の保全に向けた考え方

都市公園などの公共施設における自然植生の保全配慮に向けた方針等について取りまとめた指針。

公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン

各主体が率先して緑化を図っていくため、公共施設における緑化目標や「みどり」の管理に関する指針を示し、適切に「みどり」を増やし、育成に配慮しながら維持していくことを目的に作成。

公共施設の緑化等ガイドライン

公共施設における積極的な緑化や適切な育成管理を行うためのガイドライン。

国土強靭化基本法

大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民の生活の向上及び国民経済の健全な発展に向けて制定された法律。

国土形成計画

全国総合開発計画に代わり、人口減少や少子・高齢化など新たな時代の要請に的確に対応した国土計画として、国と地方が協働で策定した計画。

さ行

SATOYAMA イニシアティブ

里山のような二次的自然が、人の福利と生物の多様性の両方を高める可能性があることに着目し、土地と支援資源を最適な利用・管理を通じて、人間と自然環境の持続可能な関係の再構築を目指した取組。

里山的環境保全・活用事業

里山的環境において、環境・景観の保全と再生、生物多様性の保全、人々が支援とふれあえる場や環境教育・環境学習の場としての活用などの取組を推進する事業。

散歩道

気晴らしや健康のためなどで散歩するための長く伸びた囲いのない道。

自然環境活動団体

自然環境の保全を図る活動を主目的とし、市内で自然環境活動・調査活動を行っている団体。

自然環境活動団体交流会

自然環境の保全を図る活動を主目的とし、市内で自然環境活動・調査活動を行っている団体のみなさまの連携や情報交換を図るために、平成24年（2012年）1月に発足した交流会。

自然環境講演会

学芸員等の専門家による身近な自然の変化等についての講演会。

市民緑地認定制度

民有地を地域住民の利用に供する緑地として、設置・管理する者が設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

借地公園制度

急激な人口の増加等により、公園が不足する地域に、自治体が土地所有者と賃借契約を結び、土地を借り受けた都市公園を開設する制度。

湘南国際村改定基本計画

平成6年（1994年）に開村した湘南国際村について、民間活力も活用した活性化を推進し、ひいては三浦半島全体の活性化につなげるための取組を定めた計画を改定した計画。

湘南国際村めぐりの森づくり事業計画

湘南国際村において、自然と人、人と人が出会い、森づくりにつながる様々な活動を市民、企業、行政が協働で取り組むめぐりの森づくりを推進する計画。

（仮称）新環境基本計画

「YOKOSUKA ビジョン2030」が掲げる「未来像」を環境面から実現するための分野別計画。国内外の動向や本市を取り巻く環境問題、社会・経済情勢の変化に対応するため、令和4年3月に策定された。

新型コロナウイルス

新型コロナウイルス（COVID-19）は、SARS-CoV-2と呼ばれるウイルスを原因として起きる感染症。それ自体で増えることはないが、粘膜などの細胞に付着し、体内に入り込んで増加する。

（仮称）新地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「地球温暖化対策実行計画」、また気候変動適応法に基づき、「地域気候変動適応計画」として位置付けられた計画。さらに、「（仮称）新環境基本計画」の地球温暖化対策及び気候変動分野における分野別計画もある。

生物多様性地域戦略

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。

0次谷

尾根に発する最初の水流に対応する谷を1次谷と言う。その上部の、通常、集水しない谷地形。

た行

第5次環境基本計画

環境基本法に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもので、約6年ごとに見直し、平成30年（2018年）に閣議決定された計画。

第4次社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画法に基づき、道路や交通安全施設、鉄道、港湾、公園・緑地等の社会資本の整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画。

タイワンリス

クリハラリスの中の台湾のみに分布する固有亜種。

多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議

多摩・三浦丘陵を抱える13自治体が連携し、地域の重要な緑と水景を「みどりはつなぎ手」という共通認識に基づき、「市民・企業・行政の協働によって保全・再生・創出・活用していく（新たなコモンズの再生）」を目的に設置された会議。

治水

河川の氾濫等による洪水の被害から、人々や地域の生活を守るために実施する対策。

チャリティークリック協賛企業

横須賀のみどりを守り、つくる取組を推進する「みどりのよこすかチャリティークリック」に対し、協賛金を寄付するなどにより、賛同・支援を行っている企業。

DTF（略式：Digital Transformation）

デジタルトランスフォーメーションと呼ばれており、進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革していくこと。DXとも略される。

田園住居地域

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を住居系用途地域の一種類とした用途地域。

倒木危険度調査

街路樹や公園樹、庭園樹の倒木による危険度を把握し、今後、どのように取り扱ったらよいか判断するための調査。

特定生産緑地

指定されてから30年を経過する生産緑地において、買い取りの申出ができる時期が10年延期されたもの。

特定生産緑地制度

指定の告示日から30年を経過する生産緑地地区について、今後も引き続き同じ税制措置を受けられ、安定した営農環境を築けるよう所有者等の意向を基に市が指定を行う制度。

都市計画公園

都市計画法に規定される都市施設の1つであり、都市計画決定権者である都道府県知事または市町村長が都市計画決定（変更）した公園。（都市計画法第11条第1項第2号）

都市計画マスターplan

市町村が、創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めた計画。

都市公園の整備・管理の方針

市内都市公園の全体像を把握するとともに、抱える課題に対する将来の目指すべき都市公園のあり方を位置付け、今後の整備・管理等、戦略的に進める公園マネジメントの方針。

都市公園法運用指針

都市公園法の円滑かつ適切な運用に向けて、望ましい運用のあり方、留意事項等の原則的な考え方を示し、地方公共団体や地方整備局が都市公園の整備、管理を行う際の参考となる指針。

都市農地

生産緑地地区に指定されていない、市街化区域内の農地。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

は行

Park-PFI（略式：Park-Private Finance Initiative）

和名は「公募設置管理制度」である。都市公園において飲食店等の公園施設の設置または管理を行なう民間事業者を公募で選定する手続きで、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備への還元を条件に、事業者には都市公園法の特別措置がインセンティブとして適用される。

ヒートアイランド対策大綱

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなるヒートアイランド現象の対策を取りまとめた大綱。

復田

荒廃した水田や転換した畠地を、再び水田として利用できるよう整備すること。

文化財保護条例

長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた貴重な国民的財産である文化財を指定、選定、登録し、現状変更や輸出などに一定の制限等を定めた条例。

保存樹木

都市における美観風致の維持するため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、都市計画区域内の樹木または樹木の集団について、市町村長が指定する樹木。

ま行

まちかど里親

公園等において、清掃及び除草等を、親代わりに行なう市民グループまたは企業。

三浦半島国営公園設置促進期成同盟会

三浦半島への国営公園設置に向け、国への要望活動をはじめ、各種イベントにおけるパネル展示やパンフレットの配布を通じ、国営公園の必要性などを県民へ周知等に取り組んでいる会。

三浦半島の自然環境の保全・活用に関する連携会議

三浦半島4市1町による、三浦半島の自然環境を保全し、活用していくために連携を図っている会議。

民有樹林地

個人及び法人が所有する樹林地について、市と保全契約を締結することで、対象の樹林地の保全に対して一定の支援金や、管理に対する技術的支援等が受けられる。

や行

谷戸地域住環境対策事業

人口減少や少子高齢化、空き家が増加する谷戸地域について、地域の特性を踏まえた住環境の改善を実施する事業。

横須賀エコツアーサポート協会

横須賀エコツアーガ盛り上がり、また継続的に実施されていくことを目指し、エコツアーサポート協会を支援・応援する組織として設立。

YOKOSUKA ビジョン 2030

人口減少や少子高齢化の進展等により生ずる社会変化を捉えた中で、市民が期待や希望が持てるような横須賀の未来像を皆で描き、そこに向かって進むべき方向性を示した計画。

ら行

立体公園制度（立体都市公園制度）

適正かつ合理的な土地利用を図る上で必要がある場合には、都市公園の下部空間に都市公園法の制限が及ばないことを可能とし、都市公園の区域を立体的に定めることができる制度。

流域

雨水が地形によって同水系の河川に集まる範囲。

流域治水

河川や下水道の管理者等だけではなく、流域内の他の関係者も主体になって、流域全体で取り組む治水。

ルートミュージアム

横須賀に点在する開国から近代につながる歴史や文化の見どころと自然豊かなスポット、観光施設を「ルート」でつなぎ、市内全体を大きな「ミュージアム」として新しい横須賀の楽しみ方を提案するもの。

